

第23期佐世保市農業委員会第3回総会議事録

1 開催日時 平成29年8月25日(金) 9時30分から10時40分

2 開催場所 佐世保市役所 中央保健福祉センター8階 講堂

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

なし

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	加藤 照明	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 農業委員会事務局職員

事務局 長	堤 正英
事務局 主幹	中里 忠義
事務局 副主幹	坂井 通利
事務局 主査	博多屋 孝昭

事務局主査 小村 貴光
事務局主任主事 牟田 雄介
事務局主事 小宗 翔太

7 議事日程

議事録署名委員の指名

- 第17号議案 農地法第4条第1項の規定による許可処分取消願について
第18号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第19号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第20号議案 農地改良届について
第21号議案 非農地証明願について
第22号議案 非農地通知の取消について
第23号議案 非農地通知について(継続審議分)
第24号議案 非農地通知について
第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第26号議案 農用地利用集積計画(案)について
第27号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について
第28号議案 農用地利用配分計画(案)について

- 報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条の規定による転用届出の取消願の受理について
報告4 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告5 農地転用許可不要案件の受理について
報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について
報告8 佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について
報告9 平成29年田畑売買価格等に関する調査について

8 会議の概要

松永副会長 ただ今から、佐世保市農業委員会第3回総会を開会いたします。一、開会。①会長挨拶。

八並会長 皆さま、おはようございます。本日は、午前中からの総会となり、また、総会前には農業者年金推進委員会も開催されており、委員の皆さまには朝早くから活動していただいております。ありがとうございます。総会後には、長崎県農業会議主催の研修会も予定されておりますので、本

日は1日拘束することになりますが、最後まで、何卒よろしく願いいたします。

松永副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日は農業委員の欠席はありませんので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により出席委員数が過半数を超えておりますので、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

松永副会長 はい、それでは、③議事録署名人の指名をいたします。6番浦清一委員、7番川口勇二委員、補充として8番小川徳衛委員にお願いいたします。

議長 それでは、第3回総会の議案審議に入らせていただきます。第17号議案農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願について、事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、第17号議案農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願について、ご説明します。

1番、早岐地区。願出人は記載のとおりです。申請地所在は重尾町。地目は、登記田、現況休耕。許可を取り消す土地の面積は217㎡。当初の転用目的は、駐車場及びバス停留所。取消の理由としましては、別敷地で駐車場が確保できたので、必要がなくなったため。なお、現在、バス停留所については、完了済みで分筆を行っている。参考事項としまして、こちらは佐世保東翔高校入口バス停より東に約5mの位置にあります。当初の許可日は平成16年4月19日付となっております。

この土地につきましては、第19号議案にて新たな転用申請が提出されております。以上です。ご審議よろしく願いいたします。

議長 はい、それでは地区担当委員の調査結果についてですが、1番、早岐地区は私の方から説明を行います。

この案件は、8月22日に、事務局、地区推進委員と現地調査を行いました。議案に記載されているとおり、道路拡幅に伴うバス停留所の用地確保とその残地を駐車場用地とする計画で、過去に転用許可を取得されているようです。バス停留所部分は、当然分筆して地目変更が行われているようですが、駐車場部分については、当時のままの状態となっていました。そこで、当該未利用地に事務局説明のとおり、第19号議案で審議していただく店舗用地の一部として利用する計画となっているようです。この取消については、致し方ないと思います。

次に、地区推進委員からの意見を求めます。

久野委員 早岐地区の久野です。八並会長から説明があったとおりで、特に問題ないと思っています。以上です。

議長 ありがとうございます。この案件につきまして、何かご質問等ありませんか。

全 委 員 （質問なし）

議 長 それでは、ご意見等ないようですので、採決に移ります。第17号議案について、賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

委 員 （全員挙手）

議 長 賛成多数ですので、第17号議案につきましては、取消相当として県に進達いたします。
次に、第18号議案農地法第4条第1項の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。第18号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、中里地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在、中里町。地目は、登記田、現況休耕。面積は922㎡。転用目的は貸駐車場用地。施設は、駐車場31台。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項として、こちらは、県北家畜保健衛生所より北に約120mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高1.8m。擁壁、防護柵を設け、土砂の流出を防止する。日照通風は北側は県道で、露天駐車場としての利用であるため、被害の恐れはない。排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書、駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図、縦横断面図添付。残高証明書添付。駐車場利用申出書添付。佐世保農業振興地域整備計画の変更について写添付。農地法第3条取得農地の農地転用申請に係る理由書添付。都市計画法関係は許可不要です。

ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、中里地区。

1 1 番 11番、近藤です。8月22日に、永田推進委員と事務局職員とで現地調査を行いました。今回の申請地の裏手に水田があるのですが、特に被害が生じる状況ではないと判断しております。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。次に、地区推進委員の意見ををお願いします。

永 田 委 員 中里地区の永田です。近藤委員が説明されたとおり、付近の農地への被害は生じないと考えられますので、特に問題ないと思います。

議 長 はい、ありがとうございました。それでは、この案件について何かご質問等ありますか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 それでは、ご意見等ないようですので、採決に移ります。第18号議案について、賛成の農業委員の皆様の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数ですので、第18号議案の案件につきましては、許可相当として県に進達いたします。

次に、第19号議案農地法第5条第1項の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 はい。第19号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明します。

1番、早岐地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在、重尾町の3筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は3筆合計799㎡。転用目的は店舗及び駐車場。権利は、所有権移転(売買)です。施設は、店舗1棟、鉄骨造平屋建、延床面積158.17㎡。駐車場14台。耕作者なし。農地区分は、農振外、第2種農地、10ha未満小集団農地。参考事項としまして、こちらは、佐世保東翔高校入口バス停より東に約5mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は盛土最高0.42m、最低0.06m。土留め工事、法面保護を行う。日照通風は建物高を加減、3.665m。排水計画は雨水は溜桝、汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。一般事業計画書、駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。残高証明書添付。法人登記簿定款添付。都市計画法許可申請書受付書添付予定となっておりますが、提出がっております。都市計画法関係は日常生活に必要な物品の販売店舗です。

2番、吉井地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在、吉井町大渡。地目は、登記田、現況休耕。面積は102㎡。転用目的は駐車場用地。権利は、使用貸借権設定です。施設は、駐車場22台。併用地あり。敷地全体面積は711.27㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地、第3種農地、吉井駅より約317m。参考事項としまして、こちらは、吉井駅より東に約317mの位置にあります。被害防除計画の内容としましては、造成計画は切土最高0.2m。既設の防護柵があるため被害の恐れはない。日照通風は建設は行わないため被害の恐れはない。排水計画は雨水は水路放流、汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳写添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果報告ですが、1番は早岐

地区の案件ですので、私の方から行います。

この件につきましては、第17号議案と同様に、8月22日に久野推進委員、事務局職員と現地を確認してまいりました。第17号議案で転用許可の取消が決定した筆を合わせて飲料メーカーの店舗及び駐車場を建設するというものです。この地区は、現在、都市計画法の規制の緩和の制限が入っており住宅建築ができないのですが、当該店舗等については、都市計画法上の日常生活に必要な物品の販売店舗の許可要件に該当することによって問題ありません。また、この裏手に農地が残っているわけですが、今回の売り手の方の農地で、この点についても特に問題がないと確認しております。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見ををお願いします。

久野委員 早岐地区の久野です。八並会長が言われたとおりの状況ですので、特に問題ないと思われまます。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、2番吉井地区の地区担当委員の調査結果を報告してください。

1 3 番 13番の水口です。22日に事務局職員と近藤推進委員と現地調査を行いました。申請地は長年休耕状態となっております。今回、その土地を施設の駐車場としたいという計画となっております。周辺については、当該福祉施設の用地として、今回の転用によって被害等が生じる農地が周辺になく、用水・排水についても問題ないと考えます。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、地区担当推進委員の意見ををお願いいたします。

近藤委員 吉井地区の近藤です。ただいま、水口委員から報告があったとおりでございます。何ら問題ないと思っております。以上です。

議 長 ありがとうございます。この案件につきまして、委員の皆さんからご質疑等はありませんか。

2 番 2番川上です。1番の案件について質問です。今回は、飲料メーカーの店舗が建設されるということですが、現在も当該店舗が同地区にあるようですが、それと今回の申請案件はどのような関係でしょうか。

議 長 はい、私の方から回答いたします。川上委員が言われたとおり、近くに同飲料メーカーの店舗があるのですが、ここは借地だそうで、今回、自社で用地を確保し移転するという計画のようです。

2 番 ご説明、ありがとうございました。

議 長 他にございませんか。

原 委 員 針尾地区の原です。2番の案件についてです。今回の申請地は102㎡の農地ですが、駐車場の計画台数が22台となっております。これは、隣接の用地を含めて駐車場として造成するというのでよろしいですね。

議 長 今の原委員の質問に対する事務局の回答を求めます。

事 務 局 はい、事務局です。原委員がおっしゃったとおりでして、既に併用地については駐車場として利用されており、今回の転用をもって全部で22台分の駐車場を確保するというものです。

議 長 他にご意見等ございませんか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 それでは、質問がないようですので、採決に移ります。第19号議案について、賛成の農業委員の皆さんの挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数ですので、第19号議案の案件につきましては、許可相当として県に進達いたします。

次に、第20号議案農地改良届について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第20号議案 農地改良届についてご説明します。

1番、針尾地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在、針尾中町。地目登記田、現況休耕、農地面積2,120㎡、施工面積2,120㎡。農地改良を必要とする理由は、水田を嵩上げし、樹園地とする。参考事項としまして、こちらは葉山公民館より北西に約400mの位置にあります。作付計画はみかん。作付予定日は平成30年4月30日。工事期間は平成29年8月31日から平成29年12月31日まで。施工業者は記載のとおりです。土採取場所は針尾中町。土の種類は池の土と山の土。埋め立て高さは最高2m。土の量は3,000㎥。添付書類等は記載のとおりです。こちらは農振内農用地です。以上、ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果報告をお願いいたします。1番、針尾地区。

1 番 1 番、有馬です。8月22日に、地区推進委員、事務局職員と現地確認を行いました。届出地は、もともと構造改善された農地であったのですが、現在は休耕されております。そこに6%の勾配をつけて、みかんを植栽したいという内容の改良届です。盛土をしますが、隣接農地との境には石積みをし、法面を保護することをもって被害を防除するという計画のようです。被害防除計画を順守した施工であれば、特段問題ないものとして判断しました。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、地区担当推進員の意見ををお願いします。

原 委 員 針尾地区の原です。有馬委員の説明どおりでして、私も、特に問題はないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。この件につきまして、何かご質問等ございませんか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 質問がないようですので、採決に移りたいと思います。第20号議案について、賛成の農業委員の挙手をお願いします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、第20号議案の案件については受理いたします。

次に、第21号議案非農地証明願について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 第21号議案非農地証明願について、ご説明いたします。

1番針尾地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は針尾北町、地目は登記畑、現況雑種地、面積1127㎡、願出の理由、平成16年4月14日付、転用目的資材置場で、農地法第5条許可済。平成16年5月1日、農地転用完了。現在も資材置場として利用している。参考事項としまして、こちらは大崎地区集会所より北に約200mの位置にあります。市街化調整区域で事由の②-3-3に該当します。

2番大野地区。願出人は記載のとおりです。土地の所在は原分町、地目は登記田、現況宅地、面積44㎡、願出の理由、昭和46年6月1日付、転用目的物置として、農地法第5条届出済。平成15年月日不詳、農地転用完了。現在も物置場所として利用している。参考事項としまして、大野中学校より北に約500mの位置にあります。市街化区域で事由の②-3-3に該当します。

3番相浦、九十九地区。この案件につきまして、平成29年8月21日に証明願の取願が提出されておりますので、今回の審議からは除外いたします。

以上2件です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは、次に、地区担当委員の調査結果を報告してください。1番針尾地区。

1 番 1番、有馬です。この案件につきましても、8月22日に地区推進委員、事務局職員と現地調査を実施しました。願出地は、過去に転用許可を取得しており、現在も資材置場として利用、管理されており、非農地証明書を交付することについては、何ら問題ないと思われます。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

原 委 員 針尾地区の原です。現地調査の結果は、有馬委員の報告どおりでして、特段問題ありません。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、2番大野地区の担当委員の報告をお願いいたします。

9 番 9番、井手です。願出地は、8月21日に牟田推進委員と現地調査を行いました。願出の理由に記載されているとおり、過去に農地法の手続きを経て、目的どおりの利用状態であることを確認しました。非農地証明書の交付には、何ら問題ありません。以上です。

牟 田 委 員 大野地区の牟田です。8月21日に現地確認した結果、特に問題ございませんでした。以上です。

議 長 ありがとうございます。それでは、他の委員の皆さんからご質問などありますか。

3 番 3番、阿波です。今回の2件は、いずれも農地転用の法定の手続きが完了しております。このような案件についても、再度、非農地証明書を交付しないといけないのか確認させていただきます。

議 長 事務局の回答を求めます。

事 務 局 事務局です。阿波委員が言われたとおり、農地転用としては、所定の手続きをして、許可や受理を経て、現地が目的どおりに完成したらそれで終わりなのですが、登記地目を変更するという手続きがなされていない案件が散見されています。この場合、法務局での登記地目変更手続きを行う際には、登記申請書に農業委員会発行の非農地証明書を添付するよう指導されることがあります。そのため、今回の願出のように、あとから非農地証明書の交付を求められることが、多々あるようです。ただ、登記官によっては、当時の許可指令書や受理通知書があれば、特に非農地証明書の添付まで求めないケースもあるように聞いておりますので、申し添えます。また、転用の手続きが完了したら、

登記地目も自動的に変更されると思っていらっしゃる方が多くいるようですので、各地区で相談等があれば、法務局での地目変更登記をしないと完結ではない旨案内していただけたら助かります。以上です。

議 長 阿波委員の質問、事務局の回答を共有できて良かったと思います。他にございますか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 意見等がないようですので、採決に移ります。第21号議案に賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数ですので、第21号議案の2件につきましては、非農地証明書を交付することとします。

続きまして、第22号議案非農地通知の取消について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 はい、第22号議案非農地通知の取消について、ご説明いたします。

平成29年7月27日開催の第2回農業委員会総会において「非農地」と判断した土地について、申出により現地再調査を行った結果、土地位置の確認に誤りがあったことが判明し、農地に該当すると判断したため、非農地通知を取り消すものです。

土地の所在は、鹿町町の4筆で、地目、面積等は記載のとおりです。

現地再調査日は、平成29年8月16日です。

現況につきましては、保全管理または耕作中でした。

取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者の方に送ることになります。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。何かご意見ございますか。

全 委 員 (質問なし)

議 長 質問等ないので、採決に移ります。第22号議案に賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数ですので、第22号議案非農地通知の取消について

は、承認されました。よって、非農地通知の取消通知を行います。

続きまして、第23号議案継続審議分の非農地通知について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、第23号議案非農地通知について（継続審議分）、のご説明をいたします。

平成29年7月27日開催の第2回農業委員会総会において、第10号議案の継続審議になった宇久町の計765件、面積が347,341.63の案件です。第23号議案の最後の32ページに記載のとおりです。

非農地、山林等に該当する件数は697件、322,496.63㎡、A判定等、農地として判断したものが、68件24,845㎡でした。ご承認いただけましたら総会終了後、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に対しまして非農地リストを提出する予定です。大変ご迷惑をおかけいたしました。以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。何かご意見がある方はいらっしゃいますか。

全委員 （意見なし）

議長 ご意見がないようですので、第23号議案に賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

委員 （挙手多数）

議長 ありがとうございます。賛成多数ですので、第23号議案非農地通知（継続審議分）については、32ページの結果集計記載の697筆、322,496.63㎡に限定して非農地通知を発出することとします。

次に、第24号議案非農地通知について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 はい、第24号議案非農地通知について説明いたします。

今回の非農地通知案件は全部で254筆です。面積は104,150.91㎡となっています。利用状況調査結果については、山林または原野となっていたものです。ご承認いただけましたら総会終了後、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に対しまして非農地リストを提出する予定です。

以上です。ご審議よろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。何かご意見のある方は、いらっしゃいませんか。

15番 15番、西尾です。この非農地通知書については、宇久地区は非常に苦労しています。歴代の農業委員の方々が判断していた農地の判定が変わることはあると思いますが、非

農地通知の申出、つまり、申出者が、この農地は非農地状態だと申告しているにも関わらず、その農地は非農地状態ではない、B判定ではないということ起こっているわけです。第23号議案の継続審議についても、その約1割が、非農地通知を发出できない土地でした。我々委員も、時間を割いて現地調査を行うわけですから、申出の際の写真等の確認を良く行った上で受け付けしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。西尾委員が言われるように、宇久地区は本当に非農地通知の申出案件が多いです。受付の際には、これまで以上に慎重に行うことをお願いするとともに、宇久地区の委員のお二人には、これまでどおりの尽力をお願いいたします。他に、ご意見等ありますか。

全委員 (質問なし)

議長 質問がないようですので、採決に移ります。第24号議案について、賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数ですので、第24号議案非農地通知については、全件非農地通知を发出することといたします。

続きまして、第25号議案農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第25号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番宮地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地城間町、地目は登記田、現況田。面積3,342㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2番江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地江迎町飯良坂、地目は登記田、現況畑。面積300㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上2件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしく願いいたします。

議長 ありがとうございます。それでは、地区担当委員の調査結果報告をお願いいたします。1番宮地区。

3番 3番、阿波です。今月の22日に事務局職員と地区推進委員とで現地を確認しました。この案件の譲受人、譲渡人は親子関係でして、現在も耕作中で、今後も継続して耕作さ

れることが確実ですので、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

坂口委員 宮地区の坂口です。ただいま、阿波委員が報告されたとおりです。問題ないものと思います。以上です。

議 長 ありがとうございました。次に、2番江迎地区。

17番 17番、松永です。22日に、地区担当推進委員と事務局職員とで現地調査を行いました。この案件は、過去に交換の約束をしていた農地とのことですが、所有権移転登記がなされないまま今日に至っていることが判明し、改めて農地法の手続きを行われています。今後も、今までどおり継続した耕作がなされる予定ですので、特に問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。次に、地区担当推進委員の意見をお願いいたします。

小川委員 江迎地区の小川です。松永委員が報告されたとおりで、今回、改めて農地法第3条の許可を取得したいとの意向です。何も問題ないと思います。以上です。

議 長 ありがとうございます。他の委員の皆さんから何かご質問等ございませんか。

全委員 (意見なし)

議 長 ご意見がないようですので、採決に移ります。第25号議案に賛成の農業委員の挙手を求めます。

委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございました。賛成多数で、第25号議案は承認されましたので、申請者に対して農地法第3条の許可指令書を交付します。

続きまして、第26号議案農用地利用集積計画(案)について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第26号議案農用地利用集積計画(案)について、ご説明します。

利用権の設定は、大野地区1件、中里地区2件、吉井地区2件の計5件の集積計画です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。

なお、2番、3番は、皆瀬地区の辻委員の案件ですので、この2件を先行した審議をお願いいたします。以上です。

議長 ありがとうございます。それでは、事務局の説明どおり、辻委員には一時退席願います。

～辻委員退席～

議長 それでは、2番、3番について先行審議いたします。何かご意見ございませんか。

全委員 (質問なし)

議長 質問がありませんので、この2件について採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。賛成多数ですので、2、3番は承認されました。辻委員の入室をお願いいたします。

～辻委員着席～

議長 それでは、1番、4番、5番について審議を行います。何か質問等ありませんか。

全委員 (意見なし)

議長 意見がないようですので、採決に移ります。1、4、5番について賛成の農業委員の挙手を求めます。

委員 (挙手多数)

議長 ありがとうございます。それでは、第26号議案の農用地利用集積計画を承認いたします。(案)を削除願います。

次に、第27号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 第27号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明します。農地中間管理事業に係る利用権設定について、宮地区1件、世知原地区1件の計2件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等については記載のとおりです。ご審議よろしく願います。

議長 ありがとうございます。委員の皆さんから何かご質問等ありますか。

全 委 員 (意見なし)

議 長 ご意見がないようですので、採決に移ります。第 27 号議案に賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数ですので、第 27 号議案農用地利用集積計画【農地中間管理事業】は承認されました。(案)を削除してください。

続きまして、第 28 号議案農用地利用配分計画(案)について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 第 28 号議案農用地利用配分計画(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分について、世知原地区 1 件計画されています。第 27 号議案で審議された宮地区の集積については、今回配分されていないのですが、この案件は、条件整備のための基盤整備事業を実施した後に、配分するとなっているようです。時期としては、年内工事完了、年明けの配分と聞いています。

こちらは、佐世保市長より農業委員会に利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第 27 号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、本議案の審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課に回答します。

以上です。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。何か質問がある方はいらっしゃいますか。

全 委 員 (意見なし)

議 長 ご意見がないようですので、採決に移ります。第 28 号議案に賛成の農業委員の挙手をお願いいたします。

委 員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。賛成多数でございますので、第 28 号議案農用地利用配分計画については、第 27 号議案の公告が完了次第、農業畜産課へ回答することとします。

これで、議案審議が終わりましたので、報告に入ります。

報告 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 報告 1 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告についてご説明いたします。

江上地区 1 件、宮地区 1 件、三川内地区及び日宇地区 1 件、柚木地区 1 件、相浦・九十九地区 1 件の計 5 件について、相続、所有権保存による農地の権利取得にかかる届出

を受理しています。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。次に、報告2農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 報告2農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成29年7月18日付局長専決事項として早岐地区1件、大野地区1件の計2件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。次に、報告3農地法第5条の規定による転用届出の取消願の受理について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 報告3農地法第5条の規定による転用届出の取消願の受理について、ご説明いたします。平成29年7月24日付局長専決事項として佐世保地区1件、転用届出の受理を取消しております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、報告4農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 報告4農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。平成29年8月2日付局長専決事項として中里地区1件、平成29年8月8日付局長専決事項として日宇地区1件の計2件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 ありがとうございます。次に、報告5農地転用許可不要案件の受理について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 報告5農地転用許可不要案件の受理について。農地転用許可不要案件として、大野地区1件について受理をしております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。続きまして、報告6裁判所及び法務局への農地現況回答について、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局 報告6裁判所及び法務局への農地現況回答について。法務局照会に対して、記載内容のとおり、早岐地区1件、大野地区1件、中里地区1件、相浦、九十九地区1件、鹿町地区1件の計5件について調査を実施し、回答しております。以上報告いたします。

議 長 ありがとうございます。次に、報告7都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告7都市計画法に係る開発事前協議開催状況について。平成29年7月27日に中里地区、平成29年7月20日に相浦、九十九地区における記載の案件について、開発事前協議が開催されました。以上報告いたします。

議長 ありがとうございます。次に、報告8佐世保市土砂等による土地の埋立て等に関する指導要綱に係る事前協議開催状況について、事務局の説明を求めます。

事務局 報告8佐世保市土砂等による土地の埋立てに関する指導要綱に係る事前協議開催状況について。平成29年8月9日に江迎地区における記載の案件について、事前協議が開催されました。以上報告いたします。

議長 ありがとうございます。次に、報告9平成29年田畑売買価格等に関する調査について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 報告9平成29年田畑売買価格等に関する調査について。先月7月総会で、皆様にご審議していただき、確定した内容を議案記載のとおり、長崎県農業会議を通して全国農業会議所へ報告しております。以上です。

議長 ありがとうございました。全ての報告が終わりましたので、松永副会長より閉会のあいさつをお願いいたします。

松永副会長 皆さん、熱心なご審議お疲れ様でした。この後は、農業委員会の委員の勉強会、午後からは、地区別の農業委員等研修会が開催されますので、また、気持ちを切り替えて臨んでください。よろしく願いいたします。